

岩手県告示第 815 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、県営湯屋地区（湯屋・山口工区）土地改良事業（遠野市）に係る換地処分をした。

平成 19 年 11 月 30 日

岩手県知事 達 増 拓 也